

【保証委託契約内容事前説明書】及び【個人情報の取扱に関する条項】の同意書

お申込者様ご確認欄

	代理店No.	代理店名	御担当者様
取扱店			

※太枠部分は代理店様ご記入欄

利用商品	
<input type="checkbox"/> 居住用	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 事業用	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

お申込者様ご確認欄

【個人情報の取扱に関する条項】の同意書

保証委託契約(以下「本契約」という。)の申込者(契約者も含む。以下「申込者」という)は、エルズサポート株式会社(以下「当社」という)が、本条項に従い、個人情報を取扱うことに同意いたします。

第1条(個人情報)
個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。

①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込書、保証委託契約書及び保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含む)。
②保証委託契約及び保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。
③保証委託契約及び保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。
④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。
⑤個人の肖像又は音声を磁氣的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。

第2条(関連する個人情報)
当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条(個人情報の利用目的)
当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため。
②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため。
③保証委託契約に基づく事前及び事後求償権の行使のため。
④サービスの紹介のため。
⑤サービスの品質向上のため。
⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
⑦賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。
⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条(個人情報の第三者への提供)

①当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
i 法令に基づく場合。
ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。
iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。
iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
②申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
i 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しるべき第三者に対し提供すること。
ii その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第5条(第三者の範囲)
以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は全部を委託する場合(委託先における個人情報の取扱いについては当社が責任を負います)。
②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第6条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等)
①申込者等は、当社が申込者等との本契約締結可否の判断及び本契約の履行・求償権の行使のために、当社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という)に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

■加盟家賃債務保証情報取扱機関
名 称：一般社団法人 全国賃貸保証業協会(略称LICC)
住 所：〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号 ル・グラシエルBLDG2 四階A
電話番号：0570-086-110
U R L：http://jpg.or.jp
②申込者等は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者等との契約締結可否の判断及び契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

	登録情報	登録期間
1	氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの情報が登録されている期間
2	賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報	
3	本契約の申込をした事実	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヵ月間
4	当社の賃貸人に対する支払い状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから5年間

備考欄

私は、保証委託契約内容事前説明書を確認し、個人情報の取扱に関する条項に同意のうえ、保証委託契約の申込を行います。

ご記入日(西暦)	20 年 月 日	お申込者様 ご署名欄 (ご本人直筆でご署名下さい)	
----------	----------	-------------------------------	--

保証委託契約内容事前説明書

この度は、エルズサポート株式会社(以下「当社」という)の保証サービスをご利用いただき、誠に有難うございます。以下は、保証委託契約内容に関する大切なご案内です。各項目をお読みいただいたうえで、ご署名をお願い致します。
※太枠部分は代理店様ご記入欄

1 保証委託料	
初回保証委託料	月額賃料(賃料、共益費、駐車場代、その他固定費等の合計)の % = 円
保証委託料	ヶ月毎に 円

2 その他費用(必要に応じて記入下さい)	
	円
	円
	円

3 家賃債務保証委託先について	
社名： エルズサポート株式会社 【家賃債務保証業者登録 国土交通大臣(1)第18号(登録年月日:2017年12月21日)】	
住所： 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 新宿オークタワー 電話： 0120-663-220(お客様相談窓口)	
4 保証委託契約の保証内容(範囲)と保証金額について	
本保証委託契約は賃料滞納時の保険ではありません。滞納時にも賃料支払義務は当然に発生します。エルズサポートは、お客様の債務となる賃料等(申込書記載の月額請求合計)及び変動費、または賃貸借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料等相当損害金、訴訟その他法的手続き費用などについて、お客様が万一お支払い出来ない場合に、当社が保証し、お客様に代わり賃貸人様にお支払いします。但し、滞納状況に応じて立替え支払を停止する場合があります。また、保証対象債務の上限金額は物件用途が居住用の場合は月額賃料の24ヶ月分、事業用の場合は月額賃料の6ヶ月分に相当する金額となります。なお、上記の債務については当社が一時的に立替で支払を行います。最終的にはお客様の債務としてお支払い頂くこととなります。	
5 保証委託契約の保証期間について	
保証委託契約は、お客様より、ご署名ご捺印済みの保証委託契約書、及び、初回委託保証料 を当社が受領した日より開始となり、賃貸物件の明渡しを以って終了となります。	
6 保証委託契約の料金について	
お客様には、契約時の保証委託料として、上記(または保証委託契約書表面)記載の初回保証委託料をお支払頂きます。以後(年間)保証委託料として、上記(又は保証委託契約書表面)記載の年間保証料を1年経過月の前月末日までに(分割支払契約の場合は毎月の賃料とあわせて)頂戴します。なお、契約締結後は契約期間中に解約等が発生した場合においても、お支払いされた保証料の返還はありません。	
7 求償債務の範囲と求償権の行使について	
お客様が賃料の滞納等が発生させたことにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が保証した場合、保証発生後、当社が賃貸人様(物件オーナー様、不動産会社様)に代わり、お客様に対してご請求を行うこととなります。(これを求償権の行使といいます。)また、求償権を行使するにあたり、訴訟および法的な手続きが発生した場合の費用も、お客様にご請求をさせていただきます。なお、お支払いについて、当社の定めた期日にお支払い頂けない場合、遅延損害金として、年14.6%の金額を加算してお支払い頂くこととなりますので、くれぐれもご注意ください。	
8 事前求償の内容について	
お客様が賃料の支払期日を超えた場合、当社はお客様、及び連帯保証人に対し事前に求償権を行使する場合があります。	
9 督促及び建物への立ち入りについて	
お客様が賃料の滞納等が発生させた場合、当社の指定する方法に従い賃料等に加えて事務手数料1,000円(消費税別)を上限とした費用が発生いたします。また、以下の措置を取らせていただくことが有りますので予めご認識ください。 ・求償権(事前の求償権を含む)に基づき当社が電話、郵送、訪問等の手段により請求業務を行ないます。 ・当社がお客様を訪問した際、エントランス部分がオートロック等の場合、当社の担当が共有部分への立ち入りすることを承諾して頂きます。 ・当社はお客様と連絡が取れない場合、安否確認のために必要で、緊急かつ止むを得ないときは、賃貸人様(家主(代理人も含む))とおお客様の緊急連絡先登録者(連帯保証人、親族)、または、警察官等と同行して物件に立ち入る場合がございます。 ・お客様は、賃貸人様がお客様から得た情報を当社に提供すること、及び当社がお客様から得た情報を賃貸人様に提供することについて予め承諾頂きます。	
10 残置物の移管等について	
お客様が、物件退去後に残した残置物は、退去日を以て所有権を放棄したとみなします。もし、保管期間が定められている場合は、当社にて当該残置物を物件外に移管させていただきます。なお、当該残置物移管後は、当該残置物の移管による損害等については、賃貸人様及び当社は一切の責任を負いかねます。お客様は、当社及び賃貸人様に対し賠償請求はできません。また、お客様は、当該残置物の移管等が行われたことを理由として、当社に対して支払うべき金員の支払い義務を拒むことはできません。	
11 口座残高が支払準備金(賃料等)に満たない場合について	
万が一お客様の指定口座の残高不足により、口座振替ができなかったときは、直ちに当社が指定する口座へ賃料等を全額振込み頂きます。	
12 特約について	
特約(備考)欄に記載事項がある場合は、前項目に優先されますので、必ずご確認くださいませうお願い致します。	